慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	アメリカの保守主義から見たアファーマティブ・アクションの問題点
Sub Title	
Author	白井, 健一郎(Shirai, Kenichiro) 古石, 篤子(Koishi, Atsuko)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	2003-12
Jtitle	研究プロジェクト優秀論文
JaLC DOI	
Abstract	本論文は多文化主義の象徴であるアメリカにおけるアファーマティブ・アクションの問題点について、保守主義の立場から分析を試みたものである。「憲法違反である」「個人主義に反する」「国家を分断する」の３つの論点から、保守主義から見たアファーマティブ・アクションにどのような問題があるのかを考察している。
Notes	古石篤子研究プロジェクト 2003年春学期 古石研究会2003年春学期タームペーパー p. 1欠落
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=0302-0000-0489

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

SFC-SWP 2003-S-006

研究プロジェクト優秀論文

ア

メリカの保守主義から見たアファーマティブ・アクションの問題点

2003年　春学期
SPRING

白井 健一郎　総合政策学部 3年

古石篤子研究プロジェクト

慶應義塾大学湘南藤沢学会

Keio University Shonan Fujisawa Academic Society

「研究プロジェクト」優秀論文推薦のことば

多文化主義を語るときに避けては通れない課題としてアファーマティブ・アクションがある。本論文はそれに潜む問題点をアメリカの保守主義の原点に遡って厳密に検討している。

読む者に深く考えさせる論考である。

慶應義塾大学
総合政策学部教授
古石　篤子

構成

はじめに　3

Ⅰ　結果の平等と多様性を目指すアファーマティブ・アクション　3
- 結果の平等
- 「差別解消」から「多様性」へ

Ⅱ　アメリカの保守とは「政府を嫌い、国を愛する個人主義者」　5
- １８世紀の英国の自由主義が起源
- 「個人の自由」と「国としての統一」
- 今の「リベラル」たちの思想とは

Ⅲ　論点その一：憲法違反である　7
- 修正第１４条への抵触
- 最高裁が合憲と言えば合憲になるわけではない

Ⅳ　論点その二：個人主義に反する　8
- 人種や民族の一員としての個人
- 権利の単位は個人
- 「正しい黒人の意見」「正しい白人の意見」
- 好ましからざる介入

Ⅴ　論点その三：国家を分断する　１１
- 差異と共通性
- 過去と現在

まとめ　１２

注および参考文献　１４

はじめに

筆者は２００３年春学期、多文化主義を主題とする古石研究会に参加した。多文化主義とは、一つの社会の中における複数の文化の共存、多様性を目指す思想である。本稿の目的は、それに反対する思想によって多文化主義に光を当てることで、その問題点を考察することである。多文化主義を象徴する素材として、アメリカにおけるアファーマティブ・アクションを取り上げ、保守主義の立場からその問題点を分析した。その結果、アファーマティブ・アクションにはアメリカの保守主義から見て主に「憲法違反である」「個人主義に反する」「国家を分断する」という三つの問題点がある、という結論に達した。

まず、Ⅰ章でアファーマティブ・アクションの内容と歴史を振り返り、それが結果の平等を目指す措置であり、支える大義が黒人への人種差別の解消から多様性の実現に移っていることを説明する。Ⅱ章ではアメリカの保守主義の思想的な特色を説明し、本稿におけるアメリカの保守の人間像として「政府を嫌い、国を愛する個人主義者」というモデルを提示する。続くⅢ、Ⅳ、Ⅴ章では、順を追って、前述の三つの論点から、保守主義から見てアファーマティブ・アクションにどのようにして問題があるのかを考察する。

Ⅰ　結果の平等と多様性を目指すアファーマティブ・アクション

結果の平等

アファーマティブ・アクション（affirmative action、以下「ＡＡ」）とは、米国人権委員会（U.S. Commission on Civil Rights）の定義によると、「過去の差別の是正あるいは未来における差別の再発防止のために適用される措置のうち、単なる差別的慣行の廃止にとどまらないものすべてを広く含意する用語」である[1]。「過去の差別」とは主に、アメリカで白人たちが歴史的に実行していた、黒人への奴隷制やジム・クロウ法による隔離をはじめとする人種差別のことである。ＡＡはそれらの差別に対する償いの意味を持って開始された[2]。「単なる差別的慣行の廃止にとどまらない」というのは、人種間の法的な権利を平等にするだけではなく、差別される要素を持つ人たちを優遇することを意味する。つまり、目指すところはアメリカ社会における権利や機会の平等ではなく、結果の平等である。これがＡＡの「アファーマティブ（積極的）」たる所以であり、大論争を呼ぶ理由である。日本語訳としては、「積極的差別是正措置」「差別撤廃措置」「マイノリティー優遇措置」などがある[3]。

最初は政府が行う契約に関する大統領命令だったが、徐々に広がりを見せ、現在ではそれに加えて、公立・私立両方の大学入試や、企業の雇用でも適用されている。１９６１年に民主党のケネディが、大統領命令１０９２５号[4]の中で、大統領としてはじめて「ＡＡ」という言葉を使用した。彼は雇用機会均等委員会を創設し、政府の持つ契約機関が求職者と従業員を人種、信条、肌の色、出身国に関係なく（平等に）扱うよう、ＡＡをとることを指示した。４年後に民主党のジョンソン大統領が出した大統領命令１１２４６号[5]は、内容的には前任者のそれと大差ないが、より強い影響力を持った。なぜなら発布の前年の１９６４年に成立し

た公民権法が、連邦政府の資金援助を受けているすべての行事や活動において人種、肌の色と出身国による差別を行うことを禁じたからである[6]。民間の組織がＡＡを適用するようになる伏線を引く命令を出したため、ジョンソン氏がＡＡを開始した人物として紹介されることが多い。さらにその４年後の１９６９年に、共和党のニクソン大統領が、建設工事の契約に関して、マイノリティの業者と契約する際の具体的な「目標と日程」の設定を求めた[7]。ＡＡが公共・民間の両部門で本格的に適用されるようになったのはニクソン政権およびその次のフォード政権（共和党）時である[8]。今日では主に、大学が、似通った能力を持つ白人とマイノリティの受験生がいた場合、マイノリティの方を優先的に入学させたり、企業が男性よりもそれと同様の能力を持つ女性を優先して雇用したり、といった形態をとっている[9]。

「差別解消」から「多様性」へ

この措置は、６０年代の公民権運動の最中に生まれ、当初の目的は何と言っても黒人への人種差別の解消であった。ジョンソン大統領は、大統領令１１２４６号を発布した３ヶ月前、ハワード大学で演説を行ったが、その内容は黒人問題のみに絞られていた。彼は、「あまりにも多くの面で、ニグロ系アメリカ人は除け者にされてきた：自由を奪われ、憎しみによって骨抜きにされ、機会の扉は閉ざされてきた」とアメリカで黒人が置かれた状況を分析した上で、彼らに「権利そして理論としての平等だけでなく、事実と結果としての平等」が必要だと説いた[10]。彼が大統領命令１１２４６号で指示したＡＡは、その主張の具体化と考えることができる。

また、大統領命令１１２４６に、差別してはいけない要素として性別が入ったのは、発布の２年後の修正による[11]。ニクソン大統領も、当初建設工事の契約で積極的に契約するように求めたのはマイノリティの業者のみだった。こちらも２年後の修正によって女性が含まれるようになった[12]。これらを見ても、ＡＡがいかにその開始時に人種差別、とりわけ黒人への差別解消を念頭に置いた措置であったかが分かる。

しかし、今日では、ＡＡを支える主な理念は「黒人への人種差別の解消」から「多様性（の実現、擁護）」へと移行している。後でも触れるが、最高裁判所が大学入試におけるＡＡを合憲とするときには、この措置が大学における学生の「多様性」を実現する、というのが判決の理由になるのである[13]。この多様性とは人種や民族の多様性のことである。この理念の支持者は、たとえば大学に多様な人種的、民族的背景を持つ学生たちがいることが、さまざまな視点、考え方をキャンパスに持ち込むため、教育的な効果を持つとする。また、企業における人種の多様性も、似た理由でビジネスに効果をもたらすとする。米ゼロックス副社長（１９９６年当時）のＡ．バリー・ランド氏は「多様性は、企業が国際経済で競争するのに必要な、創造的な活力を育む」「多様性はビジネスによい」と言ってＡＡを支持している[14]。

ＡＡは、それを支える最大の理念が「多様性」になったことで、必ずしも当初の「黒人への人種差別の解消」という、比較的超党派的な目標のための手段ではなくなった。現在ではむしろ、多文化主義の観点からの、「アメリカ社会の多様化を目指すべきだ」というリベラル・イデオロギーの主張の枠内にすっぽりと収まっている（「リベラル」の意味については次章で触れる）。そうなると、保守たちは黙っていない。アメリカの保守主義にとって、ＡＡと

それを支える「多様性」という概念は問題に満ちているのである。

Ⅱ　アメリカの保守とは「政府を嫌い、国を愛する個人主義者」

１８世紀の英国の自由主義が起源

アメリカの保守主義は特殊である。なぜなら、１８世紀の英国の自由主義を起源に持つからである。つまり、英国では「自由主義（リベラリズム）」であったものが、アメリカでは「保守主義」という正反対の名前を持つようになったのである。この英国の自由主義を貫く特徴は、徹底的な「個人の自由と競争」の重視だ[15]。自由主義というときの「自由」とは「政治からの自由」であり、権力からの自由である。フランシス・フクヤマ氏が *The End of History and the Last Man*（邦訳『歴史の終わり』）で述べているように、自由主義とは、政治的には個人の権利あるいは自由を政府の統制から守るための法の支配[16]、そして経済的には市場と個人の所有に基づく経済活動の自由を認める思想である[17]。これは、資本主義とそれにともなう自然淘汰、適者生存といった理念の肯定につながる。

自由主義者にとって、政府が税金を使って行う政策全般は個人の生活への干渉、介入であるから、最小限に抑えるべきである。たとえば福祉は、自分の努力と能力によって成功を収めた人間（裕福な人たち）から金銭を奪い取って、成功できなかった人たち（場合によっては怠け者たち）にそれを分け与える「富の再分配」である。これは、自由競争の理念を踏みにじる行為だ。もちろん、今の世の中で、実際に福祉や分配的な政策を完全になくしてしまえと主張できる人間はほとんどいないし、またその実現も不可能に近い。だが、保守たちはしばしば福祉国家（welfare state）を批判の槍玉にあげ、減税を主張する。実際に、共和党の大統領が政権をとる度に、大幅な減税を行う。それはたとえば、今のアメリカ大統領、ジョージ・W・ブッシュの政策にも見て取れる。政府の国民への干渉をなるべく小さくする「小さな政府」が、保守たちが掲げる一大理念である。彼らにとって、政府に頼るのは好ましくないことだ。

では、何に頼るのか。それは、自分の力である。「アメリカン・ドリーム」という言葉がある。これは、個人が自分の力と努力によって、低い位置から這い上がって、成功を収めることを指す。そこで表現されている人間モデルを思い浮かべてもらえると分かりやすい。他人に頼らないで、自助努力によって「ドリーム」を実現させる。逆に言えば、あかの他人が成功できなくても、それはその人自身の責任であり、自分は知ったことではないということだ。一人一人が、自分で自分に責任を持つという、冷酷かつ強固な個人主義である。

「個人の自由」と「国としての統一」

もっとも、現在の、現実のアメリカの保守主義は、自由主義そのものと考えるだけでは説明しきれない。保守たちは、経済については個人の自由を認める点で比較的一枚岩だが、政治についての理論にはそのようなまとまりを持たない[18]。そもそも自由主義が標榜するのは、政治参加「への」自由ではなく、政治と権力の介入「からの」自由である。これは、政治に

参画する積極性よりはむしろ政治不信につながる。自由主義は、デモクラシー（民主制）において人々がどう政治に関わるべきかを説明するための理論ではない。

アメリカの保守主義の中には、個人の自由をとことん強調するべきだとする自由主義に忠実な立場（リバータリアニズム）もあれば、一定の価値で統一された国を目指すために、個人の自由をある程度犠牲にする立場も存在する。その「価値」を決める極めて大きな力がキリスト教である。キリスト教徒たちは保守主義の中で宗教右派（religious right）と呼ばれる勢力を形成している。ヨーロッパでは宗教の力が弱まっているが、アメリカはその傾向とは縁が薄く、先進国の中で飛び抜けて宗教的である。人口の６割以上が教会に所属している[19]。そこで、たとえば妊娠中絶や同性愛者同士の結婚の是非といった問題で、保守同士が対立する。個人の自由を至上価値とすれば、中絶をしようがどのような婚姻関係を結ぼうがその人の勝手である。だがキリスト教を国家共通の価値と考える人々にとっては、それらは倫理的に認められないため禁止するべきである[20]。

保守たちは、そのような具体的な問題では反目することがあるが、愛国心を肯定する点ではほぼ共通している。愛国心は必然的に、国民としての一体性、共通性の強調につながる。本来の自由主義の教義はあくまで個人主義であり、一つの国民として個人をまとめ上げる発想や、それを理由とした個人の自由の侵害（徴兵制など）とはむしろ相容れない。だが、現実には２００１年のテロ事件以降の論争を見ても、全体として保守たちが愛国心という標語を連呼し、リベラルたちがそれに反発する構図ができている。ただ、国家に表立った嫌悪を表明する保守は少ない一方で、今まで述べてきたように、政府に対する懐疑は根強い。よって、本論考においては「政府を嫌い、国を愛する個人主義者」をアメリカの保守のモデルとする。

今の「リベラル」たちの思想とは

ところで、アメリカの保守主義の根底に「自由主義（リベラリズム）」があるなら、現在「リベラル」を名乗っている人たちの思想は何なのか。今日の「リベラル」たちは、本来の意味ではリベラルではない。ここでは詳しく立ち入らないが、現代アメリカのリベラリズムは、共産主義の流れを汲む、柔らかな左翼（社会主義）思想である。事実、保守たちはリベラルたちのことを「コミー（commie）」（共産主義者を意味するコミュニスト communist からとった名前）や「ピンコー（pinko）」（「ピンク野郎」というくらいの意味合いを持つ。完全に「アカ（共産主義者）」ではないが、思想が「アカがかっている」ことから付けられた名前）と呼んで揶揄することがある。

そこで、現代のリベラリズムとの区別のため、１８世紀の英国の自由主義を「古典的自由主義（クラシカル・リベラリズム）」と呼ぶ場合がある。ところが、アメリカ国内の論争では、そのような配慮なしに「保守」「リベラル」という言葉が使用されるので、注意する必要がある。なお、今後「保守（保守主義）」「リベラル（リベラリズム）」という場合には、アメリカ国内での呼称をそのまま用いる。英国の古典的自由主義は「自由主義」とする。

次章からは、アメリカの保守主義から見たＡＡの問題点を、論点ごとに考察する。ただし、議論の分類は、問題を整理するための、便宜上のものであり、それぞれはお互いに重なって

いる。他の分類方法や議論も存在することを断っておく。

Ⅲ　論点その一：憲法違反である

修正第１４条への抵触

保守たちによるＡＡ反対論で、おそらく最も頻繁に提起されるのが、それが人種差別を禁止する憲法の条文に抵触するという主張である。憲法が禁止しているという論拠は、保守主義と何の関係があるのか。ここで肝要なのが、そもそも憲法の役割とは何なのかという問題である。小室直樹氏が指摘するように、憲法とは国家権力に対して書かれた法律であり、その存在意義は、権力の力を制限してその横暴を防ぐことにあるのだ[20]。

前述のように、保守主義の一大理念とは、政府の役割をなるべく小さくし、なるべく国民の生活への干渉をさせないという「小さな政府」である。それを実現するためには政府の力を抑制する必要があるが、その役割を果たすのが憲法である。逆に言えば、憲法違反を放置することは、政府の勝手な行動および強大化を放置することと同じであり、小さな政府と個人の自由にとって脅威なのだ。

アメリカの憲法の中で、人種差別を禁止している部分は、１８６６年に成立した、修正第１４条の第一節である。

> 第一節　合衆国において出生し、またはこれに帰化し、その管轄権に服するすべての者は、合衆国およびその居住する州の市民である。いかなる州も合衆国市民の特権または免除を制限する法律を制定あるいは施行してはならない。またいかなる州も、正当な法の手続きによらないで、何人からも生命、自由または財産を奪ってはならない。またその管轄内にある何人に対しても法律の平等な保護を拒んではならない[21]。

焦点は、最後の一文にある「法律の平等な保護」だ。ＡＡは、前に説明したとおり、結果の平等と人種の多様性を目指すために、マイノリティや女性を優遇する措置である。つまり特定の民族や性別に特権的な地位を与えているわけで、万人に法律による平等な保護を与えていない、というのが保守たちの議論である[22]。ここで不平等な扱いを受けているのは白人であり、これには「逆差別（reverse discrimination）」という名前が付けられている。

イェール大学の法学教授、スティーヴン・カーター氏は、著書 *Reflections of an Affirmative Action Baby*（『アファーマティブ・アクションっ子の省察』）の中で、ＡＡに言及する際に、繰り返して「人種の優遇（racial preferences）」という表現を使っている。彼はこの本の中で、自分が黒人であることが、ロースクールへの入学にいかに大きく影響したかを、実体験から語っている。たとえば、彼はハーバード大学のロースクールに一時は不合格となったものの、後にそれが間違いだったという連絡が入り合格となった。その時に大学の関係者はカーター氏に対し、「白人だと勘違いしてしまった」と弁解したという[23]。つまり、彼は白人であったなら不合格だったのだが、黒人であったために入学を認められたのである（結局彼はイェー

ル大学に入学するのだが)。

最高裁が合憲と言えば合憲になるわけではない

多くの保守たちにとって、ＡＡが人種差別であり憲法に反するというのは、意見というよりは確固たる事実である。だから、最高裁判所がＡＡを合憲とする判決を出しても、それはその判決の方が間違っているのだ。ここでは最近の例として、ミシガン大学の入試選抜制度をめぐる論争を取り上げる。１９９７年に、マイノリティの学生を優遇するミシガン大学の入試選抜方法を「逆差別だ」として、不合格となった白人学生３人が大学を訴えたが、２００３年１月にブッシュ大統領は、同大学の措置は違憲だと主張する意見書を最高裁判所に提出した[24]。ブッシュ氏は、意見書を提出する前日の演説で、アメリカ社会が多様であることの価値を認めながらも、「人種を理由に高等教育に人を受け入れる、あるいは排除する割り当て制度（quota system)、およびそれが提供する機会は、軋轢を招き、不公平で、憲法と相容れない」と、ミシガン大学の採っている入試制度を非難した[25]。

ミシガン大学の措置に対して、最高裁判所は、２００３年６月、以下のような決定を下した。まず、同大学のロースクールが入試の際に人種を考慮に入れていることは５対４の僅差で合憲とした（判決は９人の判事の多数決による）[26]。一方、学部入試で黒人、ラテン系とネイティブ・アメリカンに（１５０点満点のうち）２０点を与えるという措置は、６対３で違憲とした[27]。つまり、ＡＡの概念自体は合憲だが、そのためにミシガン大学が採っていた特定の方法は度が越している、という内容である。両方の判決で多数派に属したオコナー判事は、「学生の多様性は国の利益として切実なものであり、それは大学入試において人種を選考材料に用いることを正当化する」とした上で、そのためには厳格に調整した(narrowly tailored)措置をとる必要があると論じた[28]。

しかし、最高裁判所が何と言おうと、保守たちは立場を変えない。ＡＡが存在する限り、それは優遇の程度に関係なく人種差別であり、したがって、一刻も早く「完全に」廃止すべきなのだ。「厳格に調整」した方法であればいいというのは玉虫色の議論である。ワシントン・タイムズ紙のコラムニスト、ウィリアム・マーチソン氏は、最高裁がＡＡに対して「イエスとも言わないしノーとも言わない」、「信念のない」、どっちつかずの態度をとっていると批判した[29]。彼によるとＡＡは明らかに憲法違反の人種差別だが、最高裁の決断はあくまで政治的なものである。そこには法的な議論が欠落しており、５人の判事は、「適量の」人種差別という、「芯のない鉛筆」「羽根のついた豚」に等しい無意味なものを探っている。

また、オコナー判事がＡＡの論拠とした「多様性」に対する批判も強い。次章以降の議論は、この理念への反発を中心に展開する。

Ⅳ　論点その二：個人主義に反する

人種や民族の一員としての個人

ＡＡを支えている、多様性がよい結果を生むという考え方は、保守主義の視点に立てば、

主に二つの角度から批判できる。一つは、それが個人主義に反するということ。もう一つは、それが国を分断するということ。この章では前者、次の章で後者の議論を取り上げる。

なぜこの考えが個人主義の否定なのか。それは、その「多様性」の単位が人種や民族だからである。ＡＡは、人を個人としてではなく、あくまで「黒人の一員」「ヒスパニックの一員」「白人の一員」という風に、ある集団の構成員として見ている。大学の入学試験を受ける際、企業の入社試験を受ける際、受験者は、純粋な個人もしくはアメリカ人としては扱われず、「～系アメリカ人」という分類と、それに従う待遇の違いから逃れることができない。ＡＡの擁護者がよく口にする「多様性」とは、その「～系」の多様性のことである。前の章で紹介した最高裁のオコナー判事が重要視する大学における「学生の多様性」とは、「さまざまな人種や民族の学生が大学にいること」という意味である。もし、大学に必要な多様性が個人を単位とするなら、入試で「人種を選考材料に用いる」必要はない。

リバータリアン派シンクタンク、ケイトー研究所の副所長、デイヴィッド・ボウツ氏は、アメリカにおける白人の黒人に対する扱いを３期に分けた上で、各時期に共通しているのは搾取でも差別でもなく、黒人の人間性と個人の人格の否定だと分析している[30]。まず、第一期の、奴隷として扱っていた時期（１６１９～１８６５年）には、白人が黒人を動物や機械のように扱うことで、彼らの基本的な人権を否定した。第二期の、ジム・クロウ法による隔離を行っていた時期（１９世紀末～１９６４年）には、黒人の自由労働市場への参加を制限し、自分の能力にしたがって成功を収める機会を奪った。そして第三期の、１９６５年から現在に至る時期では、ＡＡを行うことにより、黒人が政府の補助を得ないと成功できないようにした。つまり、ＡＡは、黒人たちを個人としてみず、あくまで「黒人という集団」として一括りにし、異なった扱いを与えている点においては、奴隷として搾取したり、まとめて隔離していた時期と、何ら変わりはないのだ。

権利の単位は個人

ＡＡが人を集団の成員として考えることの問題点は、それが権利の単位を個人ではなく集団にすることである。自由主義を代表する思想家、ジョン・ロックは、すべての人間が、生まれながらにして、平等に権利を持っていると主張した。

> 政治権力を正しく理解し、またその起源を尋ねるためには、われわれは、すべての人間が天然自然にはどういう状態に置かれているのかを考察しなければならない。（中略）
>
> それはまた、平等の状態でもある。そこでは、一切の権力と権限とは相互的であり、何人も他人より以上のものはもたない。同じ種、同じ級の被造物は、生れながら無差別にすべて同じ自然の利益を享受し、同じ能力を用い得るのであるから、もし彼らすべての唯一の主なる神が、なんらかの明瞭な権利をその者に賦与するのでない限り、互いに平等であって、従属や服従があるべきではない、ということは明々白々であるからである[31]。

> 私は前に第二章で、すべての人間は生れながらにして平等であるといったけれども、それはあらゆる種類の平等を指したものと解されてはならない。（中略）それは各人が、どんな他人の意志あるいは権威にも服従させられることなく、自分の自然の自由に対してもっている平等の権利な

のである[32]。

これは自然権（natural rights）という考え方であり、アメリカの独立宣言の書き手たちも重要な原理として採用した。宣言の中にこうある。「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に作られ、造物主によって、一定の奪いがたい権利を付与され、その中に生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる」[33]。ここで権利を持つ単位は個人であって、決して人種ではない。また、人によって権利の内容が異なっているわけではない。

「正しい黒人の意見」「正しい白人の意見」

多様性が教育やビジネスに効果を持つという主張は、人種が人の中身を規定する要素だという前提がないと成立しない。なぜなら、ＡＡ肯定論者が推進する多様性とは、単なる人種、民族の種類の多さそのものだけではなく、それに伴う発想や思考法の違いを指すからである。経済学者で黒人のウォルター・ウィリアムズ氏は、以前ラジオで、大学におけるＡＡについて「人種がその人の考え方を決めるという発想の上に立っている。だから人種差別だ」という意味のことを言っていた。

カーター氏は、ＡＡによる民族分類を受けた経験を、自身が黒人というラベルの貼られた「箱」に入れられているようだと表現した[34]。黒人が一まとめに、その「箱」に押し込められることで、民族アイデンティティが強調され、黒人という人種が一つの利益集団になってしまう。それによって、ステレオタイプ的な「正しい黒人の意見」が成立し、その枠から外れた発言をしにくくなる。ＡＡに反対する黒人は、他の黒人から自分たちの利益を害する存在として「反逆者」「黒人らしくない」といった非難を受ける。「外は黒いが中身は白い」という意味で「オレオ」という蔑称も存在するという[35]。カーター氏はここで、黒人としての集団アイデンティティが、個人の思想の自由よりも上位に置かれていると警告している。

「正しい黒人の意見」があるということは、「正しい白人の意見」があるということだ。アメリカのメディアや論客は、ＡＡに反対する白人をよく「怒れる白人男性（angry white men）」と表現する。これには、「怒れる」（つまり常軌を逸した）白人でなければＡＡに反対するのはおかしい、という暗黙の前提がある。カリフォルニア大学で経済学と公共政策を教えるトーマス・ハズレット氏は、この状態に対して、「なぜ、不当で非生産的なシステム（ＡＡ）に対して、正式に差別を受けていると認定された人間（マイノリティ）しか反対してはいけないのが当然になっているのか」と問いかけている[36]。

アメリカでは、すべての人々が、ある集団の一員としてではなく、あくまで個人として扱われるべきだという理念は、「カラー・ブラインド（colorblind）」という言葉で表現される。カラー・ブラインドというのは、肌の色を人を判断する材料にしないという意味である。この考え方は、マーティン・ルーサー・キング牧師が１９６３年に行った、あまりにも有名な「私には夢がある（I Have a Dream）」演説に体現されている。「私には夢があるのです。いつの日か私の幼い四人の子供たちが、皮膚の色によってではなく、どんな内容の人間かということによって評価される国に住むようになる夢が[37]」という一節は、しばしばアメリカ社会の理想を示す言葉として引用される。

好ましからざる介入

批判の矛先は、個人主義を否定するＡＡを実施している当事者である政府にも向けられる。政策の内容に関わらず、そもそも政府が社会に介入すること自体が個人の自由を脅かすからである。これまで説明しているように、保守は、政府が個人の競争に介入することや、個人が政府に頼らされることを嫌う。自由競争の阻害という点については、３章で挙げた人種差別論が重なる。他の角度から説明する。

保守主義の特徴は強靭な個人主義であり、自己責任を重視する。その視点から見ると、ＡＡは、マイノリティが政府の補助なしに成功することを不可能にしてしまっている。家父長的な政府による、彼らに対する侮辱である。ボウツ氏は、政府によるＡＡ実施の背景には、「黒人がそのような助けなしには競争社会ではやっていけないという暗黙の信念」があると指摘している[38]。

また、保守たちの大きな政府に対する反発には、リベラルたちの社会科学過信に対する批判が関係している。リベラルたちは、副島隆彦氏の言葉で言えば「厳密な科学（サイエンス）としての学問の力によって、現実の社会の病気を治療することができるのだ」という信念を持っている[39]。しかし、保守たちから見れば、社会は科学による分析だけで解明できるほど単純ではない。佐々木毅氏は、保守たちのこの発想を、福祉政策を例にとって説明している。

> 最も有名な例としては、福祉政策が家族と貧困に及ぼす影響についての指摘があった。（中略）この政策は多くの人々の支持を得ることができた。しかし、実際に援助を行った結果、男性たちの家族に対する責任感が低下し、ますます離婚と家族の崩壊が起こり、従って、貧困問題は深刻になっていったというのである。（中略）従って、保守の側は、広範な社会政策は問題解決に成功しなかっただけでなく、却って問題を悪化させたという痛烈な批判を浴びせることとなった[40]。

このように保守たちは、政府が社会政策を実行することが問題を解決するという考え方自体への疑念を根強く持っている。

Ｖ　論点その三：国家を分断する

差異と共通性

保守主義から見ると、ＡＡ肯定論者が促進する多様性とは、個人主義の否定であるだけではなく、国家を分断する概念でもある。前述のようにこの多様性の単位は人種や民族で、ＡＡはそれらを単位にアメリカ国民を分類している。これは、一体となった一つの国民を目指す考え方にとっては脅威である。なぜなら、この分類は、人種、民族という差異を前面に出すことで、同じアメリカ人としての共通性を脅かすからだ[41]。

国の中で差異を強調することは、一定の価値による国家の統一を困難にするという危機感を生む。政治家かつ政治評論家のパトリック・ブキャナン氏は、The Death of the West（邦題『滅びゆくアメリカ、病む西洋』）で、「アメリカはキリスト教国家だ」という趣旨の言葉を

再三に渡って引用し、アメリカが「非キリスト教化（De-Christianize)」されていると警鐘を鳴らしている[42]。彼はインターネット上のコラム[43]などでも、しばしば「一つの国家、一つの国民」であることの重要性を説き、その理想と正反対の状態としてアメリカの「バルカン半島化（balkanization)」という表現を使う。彼が理想とするアメリカ像とは「一つの国家、一つの国民（one nation, one people)」である。

ＡＡによるアメリカの人種分類は、人種差別を解消したり人種間の関係を改善するどころか、むしろ対立を助長すると主張する人もいる。Center for Equal Opportunity（機会平等のためのセンター）の相談役、ロジャー・クレッグ氏はこう述べる。「今日の人種関係にとって、『ＡＡ』と言われているもの以上の脅威は存在しない」[44]。彼によると、アメリカにおける人種間の関係は過去に比べるとよくなっており、差別は依然として存在するものの、状況は日々改善されてきている。ところが、民族政治（民族が政治単位となって活動すること）の愛好家たちがＡＡを推進することで、人種同士の敵意と非難を煽り、人種を中心とした世界観を制度化し、マイノリティに被害者意識を植え付けているという。

過去と現在

１９７１年に、ある白人が逆差別裁判を起こしたが、その判決をめぐる議論の中で、初の黒人最高裁判事として知られるサーグッド・マーシャル氏は、同僚の白人判事、ウィリアム・ダグラス氏に向かってこう言ったという。「お前たちは長い間（私たち黒人を）差別してきた。今度は私たちの番だ」[45]。これは、ＡＡがもたらすと保守たちが主張する、国家の分裂を表す言葉として、実に象徴的である。つまり、ＡＡは「白人は搾取者であり、『われわれ黒人』はその被害者である。今度は、われわれが団結して仕返しをすることによって、逆の目にあわせてやる」という発想を促す危険性があるのだ。これは、万国の労働者を資本家による搾取の被害者として団結させ、革命を起こそうとする階級闘争理論を彷彿とさせる。

この憎しみの根源であり、ＡＡの開始の論拠となった歴史的な人種差別、つまり奴隷制やジム・クロウ法は、それ以降に生まれた人たちにとっては直接の関係はない。これに対しては、なぜ自分たちが祖先たちの社会の罪を原罪のように背負っていかなければならないのか、この状態をいつまで我慢すればよいのか、といった素朴な反感が沸き起こる。ハズレット氏は、政府が各民族と性別に対して、過去の（歴史的な）苦しみにしたがって、現在の社会で味わうことになる苦痛を階級づけているとＡＡを非難している[46]。そして、自分たちの何世代も前の祖先が味わってきた苦痛よりも、現在のアメリカ人たち自身が、同じ国民として味わっている苦痛の方がより重要だと主張している。

まとめ

今まで見てきたように、ＡＡは保守主義から見てとても受け入れられるものではない。この措置は、個人の自由にとって重要な憲法を蹂躙しているし、それが目指すところの人種を前面に出したアメリカの多様性は、重要な原理である個人主義、国家としての統一性への

挑戦だからである。

さて、多文化主義、また広く社会の多様性を論じる際の重要な概念として、社会学者のミルトン・ゴードンが作った、「リベラル多元主義」「コーポレイト多元主義」がある[47]。これらの考え方と今までの議論の関連を探ることで、本稿を締めくくることにする。

多元主義とは、英語で言う pluralism である。Plural が「複数」という意味であり、pluralism は「複数主義」という意味合いである。つまり、社会において複数のあり方、多様性を認める考え方である。Cultural pluralism は文化多元主義と訳されるが、これは多文化主義（multiculturalism）と同義的に用いられる。

リベラル多元主義は、今まで取り上げてきた保守主義の立場とほぼ重なる。これは、個人を単位とした多元主義を掲げる考え方である。ＡＡにおいても「カラー・ブラインド」（前述）を貫き、優遇措置に反対し、重要なのは機会の平等だとする。ここでの「リベラル」が（古典的）自由主義の「リベラル」を意味することは、ここまで読み進まれた方には明らかだろう。もっとも、厳密には、自由主義が掲げる権利の平等が機会の平等につながるとは限らない。

一方のコーポレイト多元主義は、人種や民族の集団を単位とした多元主義を標榜する。コーポレイトというのは「団体」という意味である。歴史的な不平等を根拠に、「カラー・コンシャス」（「カラー・ブラインド」とは逆の意味。肌の色を意識すること）の立場から特定の人種や民族を優遇するＡＡを肯定し、目標を結果の平等だとする。この立場はリベラルたちがとる。

本稿で筆者が考察してきたのは、ＡＡを推進するコーポレイト多元主義の、リベラル多元主義から見た問題点に近い。ただ、リベラル多元主義からは、AA が「国家を分断する」という問題意識は生まれない。アメリカの保守主義は、Ⅱ章で述べたように、自由主義のクローンと考えるだけでは不十分である。リベラル多元主義とコーポレイト多元主義の対立という視点は、本質をついた議論だが、現実には、保守が必ずしも宗教をはじめとした個人の多様性を認めるとは限らない。

また、この二つの立場は、同じ多元主義という言葉を含むため、一見、目的は同じでありその実現のための手段で対立しているかのように見える。だが、目指す多様性の単位が個人か集団かで、その中身は決定的に異なる。その違いの大きさ、対立の深さは、本論で筆者が紹介したＡＡ反対論の激しさを思い出していただければ分かっていただけると思う。保守であれば、政府が国民の税金を用いて、積極的に、上からの政策によって何かを実現するという発想には反対するのが自然だ。特に、自由主義の教義を守り「小さな政府」「個人主義」を貫徹するならば、人種問題の解決策は、むしろ政府の介入を極力減らす（あるいはなくす）ことである。この立場では、多元主義とは政府が社会のあるべき状態を一義的に押し付けず、個人個人の選択や競争を尊重することを意味する。保守主義の立場で目指す「平等」とは、機会の平等以上にはありえない。

社会の多様性や平等を目指す、という時に、それらは何を意味するのか。単位は個人なのか、あるいは人種、民族なのか。機会の平等なのか、それとも結果の平等なのか。ＡＡがＡＡである限り、保守主義が自らの原理を捨てない限り、これらの焦点をめぐる対立は今後も

アメリカを悩ませ続けるだろう。

[注]

[1] http://www.usccr.gov/aaction/state77.pdf 米国人権委員会が１９７７年に出したＡＡに関する声明文。

[2] Marable, 4

[3] オンライン英和辞典 http://www.alc.co.jp/index.html による。

[4] http://www.eeoc.gov/35th/thelaw/eo-10925.html

[5] http://www.eeoc.gov/35th/thelaw/eo-11246.html

[6] http://usinfo.state.gov/usa/infousa/laws/majorlaw/civilr19.htm

[7] Fletcher, 28

[8] Marable, 7

[9] http://www.washingtonpost.com/wp-srv/politics/special/affirm/links.htm

[10] http://www.1bj1ib.utexas.edu/johnson/archives.hom/speeches.hom/650604.asp

[11] http://www.nsf.gov/od/oeo/women.html

[12] http://aad.english.ucsb.edu/docs/Cahn.html

[13] 最近では、一部の大学が「経済的多様性（economic diversity）」という理念を採用し始めている。これは金銭的に恵まれない家庭の子供も積極的に大学に受け入れることで、富裕度の多様性を目指す考え方である。

[14] Rand, 74-75

[15] 佐々木、9-15

[16] Fukuyama, 42

[17] 同上, 44

[18] 佐々木、63-64

[19] http://www.economist.com/displaystory.cfm?story_id=1487612　６割以上というのは２０００年の数字。

[20] 宗教右派については、副島、328-350 に詳しい。

[20] 小室、29

[21] http://www.usembassy.state.gov/tokyo/wwwhj071.html

[22] ＡＡは性別の問題よりも人種の問題として議論されることが多いようで、性差別として問題にされることは比較的少ない。

[23] Carter, 15

[24] http://www.arsvi.com/0e/aa.htm

[25] http://edition.cnn.com/2003/ALLPOLITICS/01/15/bush.aa.transcript/

[26] http://erlc.com/partner/Article_Display_Page/0,,PTID313086%7CCHID590694%7CCIID1590970,00.html

[27] 同上

[28] 同上

[29] http://www.washtimes.com/commentary/20030625-085919-5040r.htm

[30] Boaz, 229

[31] ロック、10

[32] 同上、57-58 この引用の中でロックが言及している「第二章」とは注３１で引用した箇所を指す。

[33] 高木など、114 の訳を使用した。これらの権利は、政府の存在する前から、ロックの言葉で言えば「自然状態（state of nature）」で存在するのである。

[34] Carter, 1

[35] 同上, 99-125 「オレオ」とは２枚の黒いビスケットの間に白いクリームがはさまれた菓子。
[36] http://reason.com/9505/Hazlett.mav.shtml
[37] 猿谷、115-116 の訳を利用した。
[38] Boaz, 230
[39] 副島、159
[40] 佐々木、31
[41] アメリカ人を「～系」に分割する考え方には、たとえば「アジア系アメリカ人」なら Asian-American とハイフンでつなぐことから「hyphenated Americanism」という名前が付けられている。
[42] Buchanan, 179-204
[43] ブキャナンのコラムは、http://www.theamericancause.org/ などで読める。
[44] http://www.nationalreview.com/comment/comment051500d.html
[45] Buchanan, 218
[46] http://reason.com/9505/Hazlett.mav.shtml
[47] リベラル多元主義とコーポレイト多元主義についての記述は、Gordon, 157-168 に拠る。なお、これらの概念は、アメリカ国内のＡＡをめぐる政治的議論では使用する人は少ないようである。

参考文献

小室直樹（2001）『痛快！憲法学』講談社インターナショナル

佐々木毅（1993）『アメリカの保守とリベラル』講談社学術文庫

猿谷要（1994）『キング牧師のアメリカ』ＮＨＫブックス

副島隆彦（1997）『世界覇権国アメリカを動かす政治家と知識人たち』講談社＋α文庫

高木八尺・末延三次・宮沢俊義編（1957）『人権宣言集』岩波文庫

ロック（1968）『市民政府論』岩波文庫（1690 年に出版された Two Treatises of Government『政治に関する二つの論文』の後篇のみの翻訳）

Curry, C. (ed.) (1996) *The Affirmative Action Debate*, Addison-Wesley

Boaz, D. (1998) *Libertarianism: A Primer*, Free Press（邦訳：ボウツ，Ｄ．著、副島隆彦訳『リバータリアニズム入門』洋泉社）

Buchanan, P. (2002) *The Death of the West*, Thomas Dunne Books（邦訳：ブキャナン，Ｐ．著、宮崎哲弥監訳『病むアメリカ、滅びゆく西洋』成甲書房）

Carter, S. (1991) *Reflections of an Affirmative Action Baby*, Basic Books

Fletcher, A. (1996) 'A Personal Footnote in History' pp. 25-30 (Edited by Curry, C [1996] *The Affirmative Action Debate*, Addison-Wesley)

Fukuyama, F. (1992) *The End of History and the Last Man*, Free Press（邦訳：フクヤマ，Ｆ．著、渡部昇一訳『歴史の終わり』三笠書房）（引用には 2002 年出版の Perennial 版を使用した。）

Gordon, M. (1988) *The Scope of Sociology*, Oxford University Press

Marable, M. (1996) 'Staying on the Path to Racial Equality' pp. 3-15 (Curry, C. [ed] [1996] *The Affirmative Action Debate*, Addison-Wesley)

Rand, B. (1996) 'Diversity in Corporate America' pp. 65-76 (Curry, C. [ed.] [1996] *The Affirmative Action Debate*, Addison-Wesley)

※本稿では直接使用しなかったが、アメリカの保守思想に関しては、ＡＦＮ（ＡＭ８１０）で毎週月曜から金曜の午後６時５分～７時に放送されているラッシュ・リンボー氏のラジオ番組から多くを学んだ。

アメリカの保守主義から見たアファーマティブ・アクションの問題点

2003年12月10日　　初版発行

著者　白井健一郎

監修　古石篤子

発行　慶應義塾大学 湘南藤沢学会
〒252-0816　神奈川県藤沢市遠藤5322
TEL:0466-49-3437

Printed in Japan　　印刷・製本　　ワキプリントピア

SFC-SWP 2003-S-006

■本論文は研究プロジェクトにおいて優秀と認められ、出版されたものです。